

介護認定調査支援システム導入
仕様書

令和8年10月

天草広域連合 総務企画課 介護保険係

1 件名

介護認定調査支援システム導入

2 システム導入の背景と目的

天草広域連合の構成市町である天草市、上天草市、苓北町の天草圏域では、介護保険法に基づく要介護認定調査について、要介護認定申請を受け、各構成市町に所属する認定調査員が対象者の居所（自宅・施設等）を訪問し、心身の状態の確認と、本人・家族への聞き取り調査を実施している。

現状の調査業務では、訪問調査時のヒアリング事項を現地で手書きにてメモを取り、帰庁後に手書きの情報をパソコンで転記して認定調査票及び特記事項（以下、「調査票等」という。）を作成している。そのため、調査票等の作成に多くの時間を要するとともに、記録誤りや転記漏れ等のリスクがあるため、職員による整合性チェックを行っており、業務の負担も大きい。また、作成した調査票等は紙に出力した後、OCR 読取により介護保険システムに取り込むという非効率な運用となっている。

本事業は、介護認定調査員支援システム（以下、「システム」という。）及びタブレット端末の導入により、調査員が訪問先でヒアリング内容を直接タブレットに入力できるようにすることで、帰庁後の調査票等作成業務・整合性チェックの大幅な効率化を図るものである。

また、作成された調査票等のデータを基に行われる要介護認定審査に係る業務の迅速化かつ精度向上を図り、要介護認定までに要する期間を短縮し、介護保険サービスの早期提供につなげることを目的とする。

【天草圏域における要介護認定調査に係る状況】

- ・要介護認定者数（全体）：8,817 人（R8.3 時点）
- ・年間調査件数

調査件数：6,686 件（令和 7 年度実績）

【内訳】天草市 4,583 件、上天草市 1,753 件、苓北町 350 件

- ・調査員数：22 名（天草市 14 名、上天草市 6 名、苓北町 2 名）

3 履行場所

（１）天草広域連合総務企画課介護保険係（熊本県天草市本渡町広瀬 1687 番地 2）

（２）構成市町

- ①天草市役所高齢者支援課（熊本県天草市東浜町 8 番 1 号）
- ②上天草市役所高齢者ふれあい課（熊本県上天草市松島町合津 7915 番地 1）
- ③苓北町役場福祉保健課（熊本県天草郡苓北町志岐 660 番地）

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 15 日まで

5 システム導入による運用

本システムは、天草圏域で行う要介護認定調査及び調査票等作成作業を支援するものである。

本連合で導入している MCWEL 介護認定審査会システムから出力された申請情報を、データ連携等（USB メモリ等の外部記録媒体の利用も可）によりシステムに取込み、構成市町担当課に所属する認定調査員は、タブレット端末でシステムを利用して、対象者の調査票等を作成することが可能となる。

調査票等の作成については、調査項目のチェック機能や特記事項の定型文選択機能等を活用し、作業の効率化による調査員の負担軽減と記録誤りや、転記漏れ等のリスクを減らし、調査票等の精度向上を図る。

なお、システム導入後の介護保険システムへの調査票等データ取込みに係る運用については、以下（１）の運用となるが、（２）の運用についても対応できるようシステムを構築することとする。

- （１）システムからデータ連携等（USB メモリ等の外部記録媒体の利用も可）により介護保険システムに取込む運用。
- （２）作成した調査票等を本連合の指定様式に PDF 形式のデータ出力または紙により印刷し、紙出力の内容を介護保険システムへ OCR 読込により取込む運用。

6 業務範囲

- （１）プロジェクト管理
- （２）システム設計・開発
- （３）システム導入・環境構築
- （４）ハードウェア機器の調達・設定
- （５）テスト（動作検証）
- （６）データ連携
- （７）操作研修
- （８）マニュアル作成
- （９）（１）～（８）の付帯作業

7 システムを使用する機器（調達機器）

システムを使用するタブレット端末、ノート PC に関して想定している基本仕様は、以下のとおりであるが、構築するシステムの運用に適した機器・仕様の提案がある場合にはこの限りではない。

なお、「4 履行期間」の（１）に定める履行期間内に以下の機器調達、納品及びシステムセットアップを完了し、令和 9 年（2027 年）3 月 16 日からの運用開始を可能とすること。

(1) タブレット端末関連

台数	: 27 台
	【内訳】 天草市 17 台、上天草市 7 台、苓北町 3 台
画面のサイズ	: 10 インチ以上
タッチパネル	: 対応
USB ポート	: 1 基以上 (USB メモリ等の外部記録媒体へデータ出力が可能なもの)
端末用キーボードまたは 外付けキーボード	: 27 台
タッチペン	: 27 本
USB 有線マウスまたは Bluetooth マウス	: 27 個
本体カバー	: 27 個 (持ち運びに適し端末を保護するもの)
充電器	: 27 個

(2) ノート PC (携帯用端末)

台数	: 3 台 (構成市町担当課各 1 台)
OS	: Windows11 (最新版またはこれと同等以上)
CPU	: インテル Core i3-1115G4 同等以上
メモリ	: 8 GB 以上
ストレージ	: 256 GB 以上
画面のサイズ	: 13 インチ以上
LAN ケーブル	: 3 本
USB メモリ	: 3 個

8 システム構築要件

- (1) システムは、クラウド、オンプレミス、スタンドアロン方式は問わず提案可能とする。ただし、システム構築・導入及び保守運用に必要となるサーバー、ネットワーク、ストレージ等のインフラについては、方式を問わず受注者が調達・構築・維持するものとし、これらに係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (2) 使用する機器・ソフトウェア等については、構築時において製造及び販売が継続中かつ実績があり、可能な限り最新の製品であること。また、納入後の運用・保守・バージョンアップ等のサポート (定期的なメンテナンスを含む) を迅速かつ継続的に保証できる製品を選定すること。
- (3) 履行期間中において、製品のサポート終了等の理由により必要な機能を提供できなくなった場合、代替品納入及び構築並びに構成変更等を実施すること。その場合に必要となる代替品については、受注者で用意すること。

- (4) システム構築・導入に係る工程を事前に定義し、各工程の作業計画・作業内容及び成果物の作成については、各工程の着手前に本連合と十分調整したうえで開始すること。
- (5) 認定調査員の使用する端末から、システムに登録された認定調査に係る情報を閲覧できること。
- (6) 認定調査員の使用する端末にて、認定調査時に聞き取りを行った内容を記録することができること。
- (7) 認定調査員の所持する端末にて、調査票等の作成ができること。
- (8) 「7 システムを使用する機器（調達機器）」を受注者にて調達のうえ、タブレットPC、ノートPCのすべての端末にてシステムの使用ができること。

9 セキュリティ要件

- (1) タブレット端末等へのログインについては、認証キーまたは ID/パスワードを利用したログイン認証によるものとし、内部にある情報は、暗号化等により、第三者による外部アクセスでの情報取得を防げるものとする。
- (2) 紛失・盗難時のデータ流出を防ぐための措置が講じられていること。
- (3) ログインユーザー単位で権限を保持し、権限に応じてメインメニューの機能について、使用可否が制御できること。
- (4) 専用端末以外は、システムにアクセスできないように制限すること。
- (5) ユーザー情報の登録・変更・削除は、システム管理者のみ実施可能とすること。

10 機能要件

- (1) 認定調査員が外部でタブレット端末等を使用し、認定調査票の全ての基本調査項目の選択ができるとともに、選択漏れ等があった場合は、エラー表示ができるなど、調査票等の作成誤りを極力防止する機能を有するものとする。また、基本調査項目の選択画面から容易に調査員マニュアル等の表示ができるものとする。
- (2) 認定調査票の特記事項の入力ができるものとし、特記事項の定型文選択入力ができる等補助機能が充実しているものとする。
- (3) 認定調査に係る連絡事項や必要な情報が入力可能となるメモ機能を有すること。
- (4) 本連合で導入している MCWEL 介護認定審査会システムと標準インターフェースでのデータ連携を行うこと。ただし、概況情報・特記事項を含めたデータ連携の場合は独自連携となるため、受注者と既存システム保守業者と協議のうえで連携方法を決定するものとする。
- (5) 連携用端末と認定調査員の使用するタブレット端末等とのデータの受け渡しについて、オフラインで行う場合は、容易に実施可能な仕組みを提供すること。また、MCWEL 介護認定審査会システムが利用できない拠点においても、データ受け渡しが可能とすること。

- (6) サイバー攻撃や不正アクセスなどの異常が発生した際に、原因調査及び復旧を迅速に行うことができるよう、必要なログを取得し、1年以上保管すること。

11 操作研修

- (1) 本番運用開始前に操作研修を実施すること。なお、操作研修については、事務職員向けと調査員向け（同日開催可能とする）にそれぞれ以下の開催場所において1回以上実施すること。

- 開催場所 ①天草市役所高齢者支援課（熊本県天草市東浜町8番1号）
②上天草市役所高齢者ふれあい課（熊本県上天草市松島町合津7915番地1）
③苓北町役場福祉保健課（熊本県天草郡苓北町志岐660番地）

- (2) 操作研修に必要な資料や端末等は受注者が用意すること。
(3) 開催方法や日程等については、本連合と構成市町と協議のうえ、調整すること。

12 保守運用

システム導入後の保守運用については、以下が実施できる体制を整えること。

- (1) 問い合わせ対応

- ア オペレーターまたは技術者が、システムについて保守対応を行うこと。
イ 障害発生時に、電話又はメールで受付・対応ができること。

- (2) ソフトウェア保守

- ア ソフトウェアについての各種情報や、不明な点などの問い合わせについて、電話及びメールにて技術サポートを行うこと。
イ ソフトウェアのバージョンアップに係る一切の費用は本調達に含むものとし、バージョンアップ作業が必要な場合は、本連合と構成市町に報告・承認を得たうえで作業を実施すること。

- (3) ハードウェア保守

納入機器について、本システムを正常に使用するために、機器の故障や障害発生時の対応が必要な時には、技術者の派遣を行うまたはセンドバック方式での保守作業を実施すること。

- (4) 法改正への対応

既存の法制度の改正については、基本的なソフトウェアのバージョンアップや機能追加等により対処し、保守運用業務の標準対応の範囲に含まれるものとする。抜本的な制度改正があった際は、受注者と調整する。

13 スケジュール（想定）

- (1) 公募開始 令和8年（2026年）10月
(2) プロポーザル 令和8年（2026年）11月

- | | |
|------------|------------------------------|
| (3) 契約締結 | 令和8年(2026年)11月 |
| (4) システム構築 | 令和8年(2026年)11月～令和9年(2027年)2月 |
| (5) 機器調達 | 令和8年(2026年)11月～令和9年(2027年)2月 |
| (6) テスト | 令和9年(2027年)2月～3月 |
| (7) 機器設定 | 令和9年(2027年)2月～3月 |
| (8) 操作研修 | 令和9年(2027年)2月～3月 |
| (9) 本稼働 | 令和9年(2027年)3月16日 |
| (10) 保守業務 | 令和9年(2027年)3月～ |

14 成果物

以下の成果品について、本連合に内容の承認を得たうえで提出すること。

成果品

- (1) プロジェクト計画書
- (2) 作業計画書・報告書
- (3) システム概要資料
- (4) システム詳細資料
- (5) 操作マニュアル
- (6) 操作研修資料
- (7) テスト計画書・結果報告書

15 その他

- (1) 本仕様書は、業務の大綱を示すものであり、業務の内容の詳細については、技術提案により選定された受注者と本連合との協議により、仕様書を作成し決定する。
- (2) 本業務の実施に際し、知り得た情報等については、本連合の許可無く、他の事業等に使用したり、漏らしたりしてはならない。本業務の履行に当たる受注者の使用人等も同様の義務を負い、この違反について、受注者はその責を免れない。また、業務終了後においても同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、本連合と受注者で協議のうえ決定する。
- (4) 個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法令及び規範を遵守するとともに、個人情報保護の重要性を認識し個人の権利または利益を侵害することのないよう、その取扱いを適正に行うこと。
- (5) 業務の実施に要する人件費、研修費、交通費等の一切の経費は、受注者の負担とする。また、システムの構築、導入に必要となるハードウェア及びソフトウェア等の構築環境、作業環境もすべて受注者の負担とする。